

資料提供
平成28年1月5日
課名 食品生活衛生課
担当者 東久保
内線 3103
電話 082-513-3103

フグによる食中毒について

1 概要

1月5日(火)、尾道市内の医療機関から、「フグによる食中毒患者2名が入院している。」旨の連絡が東部保健所にあった。

調査の結果、患者2名は、家族が釣ったフグを自宅で調理して、前日午後8時頃から喫食し、午後8時10分頃からしびれ、嘔吐等の症状を呈していた。

東部保健所は、医療機関から食中毒患者届出があったこと及び喫食状況等から、フグによる食中毒と判断した。

2 発症日時 平成28年1月4日 午後8時10分頃

3 有症者数等

- (1) 喫食者数 3名
- (2) 有症者数 2名 (57歳女性, 26歳男性)
- (3) 主な症状 しびれ, 嘔吐等 (現在, 入院中, いずれも軽症)

4 喫食場所 家庭

5 原因食品 フグ (種類等不明)

6 病因物質 フグ毒「テトロドトキシン」(推定)

7 保健所の対応 (1月5日)

- (1) 医療機関への聴取調査
- (2) 患者及び患者関係者への聴取調査(面談)

【報道機関へのお願い】

報道の際は、フグによる食中毒を予防するため、以下の呼びかけをお願いします。

- ・フグの肝臓等の有毒部位を提供することは食品衛生法で禁止されています。
- ・フグの素人調理は大変危険ですので絶対に行わないでください。
- ・フグの毒力は種類やとれた時期などによって異なります。また、加熱しても毒はなくなりません。

食中毒速報聴取メモ

No: 2

自治体報告日: 2016/01/05

受付日: 2016/01/05

速報対象分類: 速報対象以外の関連情報			
自治体名:	原因施設名:	病因物質:	
広島県	家庭	動物性自然毒	
担当者名:		血清型等: フグ毒(テトロドトキシン)	
喫食者数:	3名	患者数:	2名
原因施設の利用者規模:			
保健所探知日:	2015/01/05	保健所への通報者:	医療機関
医師診定日:			
患者の重症度合、回復状況等: 患者は入院中だが、いずれも軽症。			
同様苦情の有無:			
被害拡大の可能性:			
患者等の所在地(複数の都道府県にわたる場合等):			
主症状:	患者喫食日: 2016/01/04	初発日: 2016/01/04	潜伏期間:
しびれ、嘔吐等			
原因食品:	主な提供メニュー:		
フグ(種類等不明)			
原因食品の遡り調査(広域食品の製造者、生産地、原因食品の原産地等):			
患者検便者数:	名	従事者検便数:	名
患者陽性数:	名	従事員陽性数:	名
患者、従事者の検便状況:			
従事者等の状況(担当部署、まかない喫食の有無等):			
施設検査状況(検食、残品、参考品、施設のみきとり等): 残品なし。			
行政処分措置: なし			
施設への改善指導内容:			
その他重要と思われる事項: 患者は愛媛県魚島で釣ったフグの身と卵巣をを自宅で調理し、家族とともに喫食して発症した。患者はこれまでも自分で釣ったフグを喫食したことがあったとのこと。			